

工 事 着 手 届

現場代理人、主任技術者等決定・変更届

年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

受 注 者 住 所
商号又は名称
代表者

下記のとおり工事に着手し、現場代理人、主任技術者等を決定・変更しました。

工 事 番 号	第 号	
工 事 名		
工 事 場 所	新潟市	
工事着手年月日	年 月 日	
現場代理人 ※注 1		兼任 状況 ☐ 有 ☐ 無
主任技術者 ※注 2		兼任 状況 ☐ 有 ☐ 無
監理技術者 ※注 3		兼任 状況 ☐ 有 ☐ 無
監理技術者補佐 ※注 4		
専門技術者 ※注 5		
現場代理人に 委任しない事項		

- 注 1 兼任状況「有」の場合は、別途兼任届を提出すること。
- 2 専任を要する案件において兼任状況「有」の場合は、別途兼任届を提出すること。
- 3 監理技術者は、建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合にのみ記入すること。
- 4 監理技術者補佐は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定するものを配置する場合にのみ記入すること。
- 5 専門技術者は、建設業法第 26 条の 2 に該当する場合にのみ記入すること。
- 6 メールでの提出を可とする。